

## 令和6年度 角田市第2子以降保育料無償化について

市では、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、高校卒業まで(18歳の誕生日以降の最初の3月31日まで)の子を2人以上監護(養育)している場合に、保育所等に通う第2子以降の利用者負担額(保育料)を無償とします。

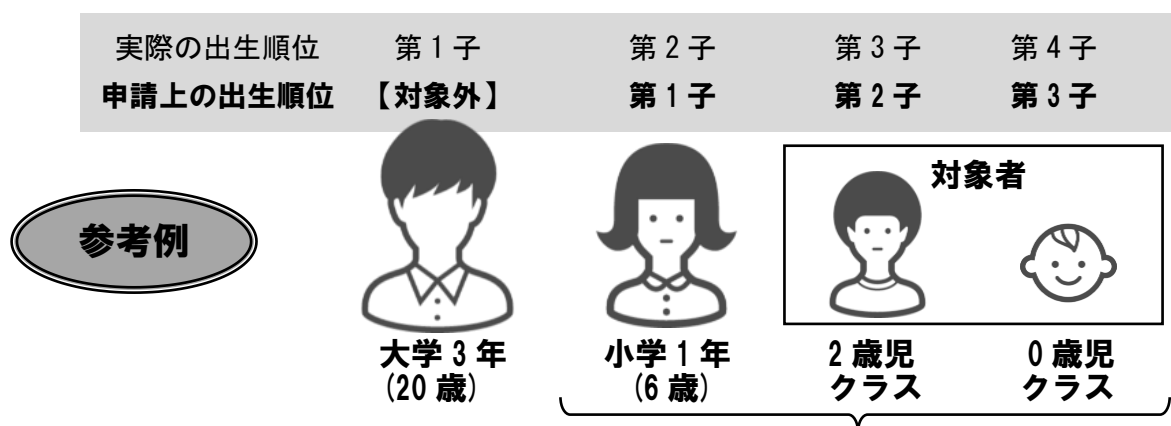
無償化の対象となる保護者は、毎年度の申請が必要です。

### 1. 無償化の要件

以下の要件すべてを満たしている場合に無償化の対象となります。

- (1) 保護者が高校卒業まで(18歳の誕生日以降の最初の3月31日まで)の子を2人以上監護している。
- (2) (1)で監護している子について、年齢の高い方から数えて2番目以降の子が保育所等(保育園・認定こども園・小規模保育事業所)に通っている。
- (3) 保護者と無償化対象児童が角田市内に住所を有し、原則として同一世帯で生計を一にしている。

※ 既存の制度により、3歳児～5歳児クラスの保育料は無償となっております。



高校生以下→申請書「1. 監護児童の状況」に記入

### 2. 申請方法

上記「1. 無償化の要件」をすべて満たす保護者は、「令和6年度 角田市第2子以降保育料無償化に係る申請書」に必要事項を記入のうえ、通っている保育所等または角田市子育て支援課に提出してください。

また、無償化の対象となる児童が複数名いる場合でも、申請書は1部で結構です。

裏面もご覧ください

### 3. 年度途中の申請・申請内容の変更

年度途中に新たに無償化の要件を満たすこととなった場合や対象児童が増えた場合は、お早めに申請書を提出してください。原則として申請日の翌月分から保育料の無償化となります。

また、申請書提出後に無償化の要件を満たさなくなった場合は、届出が必要となりますので、角田市子育て支援課にご連絡ください。

※ 要件を満たさなくなった事実が発生した翌月分から、通常の保育料となります（届出の翌月分からではないのでご注意ください）。

### 4. その他

(1) 申請書「1. 監護児童の状況」表中の「歳児クラス」早見表

生年月日	クラス	保育料
令和 5 年 4 月 2 日 ~	0 歳児クラス	第 2 子以降無償化
令和 4 年 4 月 2 日 ~ 令和 5 年 4 月 1 日	1 歳児クラス	第 2 子以降無償化
令和 3 年 4 月 2 日 ~ 令和 4 年 4 月 1 日	2 歳児クラス	第 2 子以降無償化
令和 2 年 4 月 2 日 ~ 令和 3 年 4 月 1 日	3 歳児クラス	無償
平成 31 年 4 月 2 日 ~ 令和 2 年 4 月 1 日	4 歳児クラス	無償
平成 30 年 4 月 2 日 ~ 平成 31 年 4 月 1 日	5 歳児クラス	無償

(2) 申請書「3. 添付書類」について、申請者と監護児童が別世帯(市内外問わず)の場合は、戸籍謄本などの関係が分かる書類を添付のうえ申請してください。

(3) 申請書は、鉛筆や消せるボールペンを使用しないでください。また、修正テープや修正ペンも使用しないでください。

(4) (1)早見表中の 3 歳児~5 歳児クラスについては、既存の制度により申請不要で無償となりますが、0 歳児~2 歳児クラスの第 2 子以降については、申請をいただき、内容が確認された場合のみ無償となります。

申請忘れなどにご注意ください。また、ご不明な点については下記の子育て支援課へお問い合わせください。

お問い合わせ先 **角田市子育て支援課**(角田市角田字柳町 35-1) TEL:0224-63-0134